

葉山町デマンド型乗合タクシーの実証運行に関する条例

葉山町デマンド型乗合タクシーの実証運行に関する条例を次のとおり  
制定する。

(別 紙)

令和6年9月4日提出

葉山町長 山 梨 崇 仁

提案理由

葉山町においてデマンド型乗合タクシーの実証運行を行うにあたり必  
要な事項を定めるため、提案するものです。

## 葉山町条例第 号

### 葉山町デマンド型乗合タクシーの実証運行に関する条例

#### (目的)

第1条 この条例は、葉山町においてデマンド型乗合タクシーの実証運行を実施し、地域における移動手段を検証するため、その管理及び運行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例においてデマンド型乗合タクシーとは、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第79条の規定に基づき国土交通大臣が行う登録を受けて実施する自家用有償旅客運送であつて、町が所有する車両を用い、利用しようとする者からの予約により町が定める区域内の乗降場所間を運行するものをいう。

#### (管理及び運行)

第3条 デマンド型乗合タクシーの管理及び運行は、町長が行う。ただし、町長が必要があると認めるときは、運行に関する業務の全部又は一部を民間事業者に委託することができる。

#### (運行の区域等)

第4条 デマンド型乗合タクシーの運行区域は、葉山町の区域内において、法第79条に規定する国土交通大臣が行う登録を受けた区域とする。

2 デマンド型乗合タクシーの運行区域その他運行上必要な事項は、町長が別に定める。

#### (使用料)

第5条 デマンド型乗合タクシーを利用する者（以下「利用者」という。）は、乗車1回につき1人300円を超えない範囲において規則で定める額を支払わなければならない。

2 既納の使用料は、還付しない。ただし、町長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

#### (利用者の責務)

第6条 利用者は、デマンド型乗合タクシーを利用する際は、管理及び運行上の安全保持のため、町長又は町長から委託を受けた民間事業者の指示に従わなければならない。

#### (利用の制限)

第7条 町長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、乗車を拒否し、又は降車させることができる。

- (1) 前条の規定に違反したとき。
- (2) 他の利用者に危害を加え、又は迷惑となる行為をしたとき。
- (3) 旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第13条各号に掲げる者に該当するとき。
- (4) 旅客自動車運送事業運輸規則第53条各号に掲げる行為をしたとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、運行上危険があると認めるとき。

(運行の制限)

第8条 町長は、災害その他やむを得ない事由があると認めるときは、デマンド型乗合タクシーの運行を制限し、変更し、又は休止することができる。

2 町長は、前項の規定による措置を講じた場合は、これによって利用者が受けた損害を賠償する責任を負わない。

(原状回復及び損害賠償)

第9条 利用者は、その責めに帰すべき事由により、デマンド型乗合タクシーの車両又は付帯設備を汚損し、破損し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、町長が特にやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

# 条例の概要

## 題 名

葉山町デマンド型乗合タクシーの実証運行に関する条例

## 1 趣 旨

葉山町においてデマンド型乗合タクシーの実証運行を実施し、地域における移動手段を検証するため、必要な事項を定めることとした。

## 2 内 容

- (1) デマンド型乗合タクシーは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第79条の規定に基づき国土交通大臣の登録を受けた自家用有償旅客運送で行うこととした。
- (2) 運行区域、使用料、制限事項等について定めることとした。
- (3) この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定めることとした。

## 3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。